

2020年10月9日

文部科学大臣

萩生田 光一 様

労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生

新型コロナウィルス感染症の影響拡大に伴う
学費と奨学金への支援に関する第三次緊急要請

文部科学行政へのご尽力に心より敬意を表します。

新型コロナウィルス感染症の拡大により市民生活が甚大な影響を被り先行き不安な状態におかれているなか、4月3日と6月24日の2回にわたり貴省に奨学金返済と学費への支援に関する緊急要請書を提出いたしました。

その後、学費の納入に関する柔軟な対応、学生支援緊急給付金の支給、緊急特別無利子貸与型奨学金の創設、奨学金返還猶予期限の方への期限延長など、様々な施策が前進いたしました。貴省のご尽力に改めて感謝申し上げます。しかしながら、保護者や本人の収入減により学費の納入や奨学金返済に苦しむ若者は依然として多く、とりわけ学費の支払いができずに中退に追い込まれる学生が増加することが懸念されます。

つきましては、こうした課題を早急に解決するために、あらためて下記のとおり第三次の緊急要請をいたします。

記

1. 新型コロナ感染拡大の影響によるアルバイト収入の減少が続き、学費の支払いが困難になる学生の増加が予想されるため、文部科学省から各大学・短大・専門学校に対し、2020年後期（秋学期）の学費の「延納・分納・減額」などに柔軟に対応するよう周知徹底するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度の導入を要請すること。また、延納・分納・減額等を行う高等教育機関に対しては、国が必要な財政支援を行うこと。
2. 「学生支援緊急給付金」について学生への周知を徹底し、43万人の支援対象枠全員にすみやかに支援を実施するとともに、さらに支援対象を拡大すること。
3. 大学等における修学支援制度の支援対象枠を拡大するとともに、コロナ禍に対応して給付型奨学金の枠を拡充すること。緊急特別無利子貸与型奨学金を拡充して2021年度も継続し、有利子から無利子への加速化をはかること。
4. 新型コロナ感染拡大による学生への影響を把握し政策効果を検証するため、政府は以下を行うこと。

- (1) 2020 年前期（春学期）4 月～9 月における大学・短大・専門学校の中退者数の調査を行い、すみやかに発表すること。可能であれば、比較検証を行うために、2017 年～2019 年前期（春学期）の中退者数の調査と発表を行うこと。
- (2) 今後も半年ごとに大学・短大・専門学校の中退者数の調査と発表を行い、学生支援策の効果について検証する機会をつくること。

5. 奨学金返済が困難な方が漏れなく返還期限猶予を受けられるように、救済制度の拡充と運用の改善・弾力化をはかること。（詳細は継続要請項目 1 を参照）

6. 奨学金返済の負担の重みが少子化にもつながっている中でコロナ禍を迎える、若者の生活状況がより厳しくなっていることから、奨学金返済金への税制支援（所得控除または税額控除）を導入し、返済者全体の負担軽減をはかること。

継続要請項目

以下については、第 1 次～第 2 次要請からの継続課題として引き続き要請いたします。

- 1. 奨学金返済が困難な方が漏れなく返還期限猶予を受けられるようにするとともに、一定の基準により返済免除を行うこと。
 - (1) 返還期限猶予制度の現在の所得基準（年収 300 万円以下、給与所得者以外は年間所得 200 万円以下）を大幅に緩和すること。
 - (2) 延滞があることによって、返還期限猶予制度の利用を制限しないこと。
 - (3) 新型コロナウイルスによる市民生活への影響が収束するまでの間、今後利用する返還期限の猶予期間は、返還期限猶予制度の通算利用可能期間である 10 年には算入しないこと。
 - (4) 簡易な手続きと柔軟な運用により、迅速に返還期限の猶予が受けられるようにすること。
 - (5) 奨学金の返還者本人・連帯保証人・保証人の全てに対し、大幅に利用基準を緩和した返還期限猶予制度を個別に周知し、利用を促すこと。
 - (6) 日本学生支援機構の相談体制を拡充するとともに、業務量の増加にも対応できるよう人的体制の整備のための予算措置を行うこと。
 - (7) 返還期限猶予などの申請手続きの簡略化をはかり、オンライン申請を認めること。
- 2. 2020 年度分の学費の軽減を行う大学院、大学、専門学校等に対して、学費の半額を上限として国が費用を負担すること。
- 3. 大学等における貸与型奨学金の在学採用を通年化すること。

以上